パブリックコメント (意見募集)

葉山町個人情報保護条例の一部改正について

募集期間

平成27年2月20日(金)から

平成27年3月23日(月)まで

お問合せ先:総務部 企画調整課

電話 046-876-1111 (内線 332)

葉山町個人情報保護条例改正にあたって

葉山町個人情報保護条例(以下「条例」といいます。)は、個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、町の保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るために制定された条例です。

葉山町では、平成11年度に条例を制定、平成12年度から施行し、現在まで その適切な運用に努めてまいりました。

条例は、これまでも法律の改正に伴う変更を行ってまいりましたが、平成 25 年度に、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)」が制定され、個人番号という新たな個人情報を利用する制度が開始されるため、条例もこの法律に対応するために改正する必要があります。

また、昨今の個人情報保護制度を取り巻く環境の変化や、高度情報化社会の 実態に対応するため、番号法の要請による改正以外にも個人情報保護制度の現 状に則した運用とするための改正を併せて行います。

このパブリックコメントは、今回の改正の概要・考え方についてご意見をう かがうものです。

また、条例改正に当たっては、条例案を外部の有識者から構成される葉山町 個人情報保護審査会に諮問し、答申を得る予定になっております。

用語の説明

「特定個人情報」

個人番号を内容に含む個人情報

「情報提供等記録」

特定個人情報の一種、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会・提供を行った時の、照会者・提供者・日時・特定個人情報の内容などの記録

「情報提供ネットワークシステム」

総務大臣が設置する、特定個人情報の提供を管理するシステム

「オンライン結合」

葉山町が管理する電子計算機と、葉山町以外の者が管理する電子計算機を、 通信回線を用いて結合し、葉山町が保有する個人情報を葉山町以外の者がいつ でも見られる状態にすること

「指定管理者」

公の施設の管理・運営を、委託ではなく行政処分によって包括的に代行する ことを認められた法人その他団体のこと

「葉山町個人情報保護審査会」

弁護士・大学教授といった外部の有識者で構成される葉山町の附属機関

☆番号法の要請による改正内容

番号法第31条により、必要な措置を講じます。

番号法第31条において、地方公共団体は特定個人情報の適切な取扱いが確保され、保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。

◆適切な取扱いに関する番号法の規定

「特定個人情報の提供」

番号法では、第19条において、例外規定を除き「何人も」特定個人情報の提供を してはならないと定めています。よって、葉山町は条例に定めがなくとも、例外規定を 除き提供することはできません。

「特定個人情報の収集」

番号法では、第20条において、例外規定を除き「何人も」特定個人情報の収集を してはならないと定めています。よって、葉山町は条例に定めがなくとも、例外規定を 除き収集することはできません。

「特定個人情報の目的外利用」

番号法では、第29条において、「行政機関」は特定個人情報の目的外利用をしてはならないと定めています。この「行政機関」には葉山町が含まれないため、条例で定めます。

「情報提供等記録について」

番号法では、第30条において、「行政機関」の情報提供等記録の取扱いについて定めています。この「行政機関」には葉山町が含まれないため、条例で定めます。

「開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止」

番号法では、第29条および第30条において、「行政機関」の保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の手続について定めています。この「行政機関」には葉山町が含まれないため、条例で定めます。

◆特定個人情報の取扱い

	○・・・認める	△・・・例外規定を除き認めない	×・・・原則認めない
--	---------	-----------------	------------

	特定個人情報	情報提供等記録	 従来の個人情報
提供	×*2	×*2	△*3
収集	×*2	X*2	△*3
目的外利用	× _{*1}	×	△*3
任意代理人による 開示等請求	0	0	×
利用停止請求	0	×	0

- ※1・・・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認める。
- ※2・・・番号法に定めがあるときのみ、認める。
- ※3・・・法令の規定・本人の同意・個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急 かつやむを得ない必要があるとき・葉山町個人情報保護審査会が認めたとき 等は、認める。

◆改正ポイント

- 番号法第 29 条と第 30 条の定めは、葉山町には適用されないため、葉山町についても同様の規定が適用されるように条例を改正します。
- 従来の個人情報よりも厳重に保護します。
- 番号法に基づき、特定個人情報と情報提供等記録は任意代理人による開示等 請求を認めます。
- 利用停止請求は、従来の条例にはない手続ですので、新設します。
- 番号法に基づき、情報提供等記録の利用停止請求は認められません。
- 特定個人番号については、開示等請求に係る費用が減免される場合がある旨 規定します。

◆改正される条数

第2条、第9条、第13条、第16条、第17条、第18条、第20条

☆現状に則した運用とするための改正内容

高度情報化社会の実態に対応するため、オンライン結合の規定

を見直します

現在の条例は、いかなる理由があろうとも、審査会の意見を聴かずにオンライン結合をすることができなくなっています。

これにより、法律によりオンライン結合をしなければならない場合や、本人が希望している場合、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合においても、審査会を開催して意見を聴かなければならず、行政運営の効率性を阻害したり、逆に本人の権利利益を侵害してしまうことも考えられます。

そこで、公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと 認められる前提で、審査会の意見を聴く手続きを経ずにオンライン結合ができる例外 規定を定めます。

◆新設する例外規定

- (1)法令に基づくとき
 - ・・・審査会の意見を聴いても、法令に定められていれば、認めざるを得ないため
- (2)本人の同意に基づくとき
 - ・・・激甚災害時の安否情報等をオンライン結合で提供することができるようになる。
- (3)個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき
 - ・・・・激甚災害時・行方不明者捜索中など、審査会を開催している時間的余裕がない場合即応できるようになる。

◆改正される条数

第11条

指定管理者にも個人情報の適切な管理を義務付けます

現在の条例は、委託業者との契約時に、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにするよう定めています。

これを、指定管理者にも適用させます。

また、これらの事務従事者に関しても、守秘義務を負う旨規定します。

◆改正される条数 第12条

新たに存否応答拒否を新設します

現在の条例は、自己の情報を開示請求したときに、開示・不存在・部分開示・不開示の4つのいずれかの決定をすることになっています。

これに加え、情報が存在しているか否かを明らかにせず、請求を拒否するという決定を新設します。

- ◆存否応答拒否しなければならない例
 - 1) DV被害により他市町村から葉山町に避難してきた方がおり、保護のために取得した個人情報に加害者の情報が含まれていたときに、加害者から「葉山町が保有する、DVに関する私の情報」を請求されたとします。

葉山町は、被害者の保護のため、所在に係わる手がかりを与えないようにしなければなりません。

○不存在と回答する → 虚偽の回答となる。

もし、本当に避難していない場合、葉山町には避難していないことが判明してしまう。

- ○不開示と回答する → 葉山町に避難していることが判明してしまう。
- ○存否応答拒否 → 葉山町にいるのかいないのかわからない。
- 2) 警察より刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項を照会され、回答したのち、その捜査対象人物から「犯罪捜査に関する私の情報」を請求されたとします。

葉山町は、捜査状況に係わる手がかりを与えないようにしなければなりません。

○不存在と回答する → 虚偽の回答となる。

もし、本当に捜査がされていない場合、葉山町での捜査がされていないことが判明してしまう。

- ○不開示と回答する → 葉山町での捜査がされていることが判明してしまう。
- ○存否応答拒否 → 葉山町で捜査がされているのかいないのかわからない。

このようなケースに対応するため、存否応答拒否を新設します。